

コンプライアンス違反に係る通報の取扱要領

2025年3月19日制定

2024年度例規第13号

(趣旨)

第1条 この要領は、学校法人明治大学コンプライアンス推進規程（2024年度規程第43号。以下「推進規程」という。）第11条に基づき、コンプライアンス違反に係る通報の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、推進規程において使用する用語の例による。

(責任体制)

第3条 推進規程第4条第1項第1号に規定するコンプライアンス推進最高責任者（以下「最高責任者」という。）の下に、本学のコンプライアンス違反通報制度全般を統括する者として通報統括責任者を置き、コンプライアンス推進にかかわる業務を担当する常勤理事（以下「コンプライアンス担当理事」という。）をもって充てる。ただし、理事のコンプライアンス違反に関する事項の場合の通報統括責任者は、常勤監事をもって充てる。

2 通報統括責任者の下に、コンプライアンス違反通報制度の実務に関する責任を負うものとして実務責任者を置き、監査室長をもって充てる。

(通報対応業務従事者)

第4条 最高責任者は、通報（推進規程第11条に規定する通報をいう。以下同じ。）の受付、当該通報に係る調査及びその是正に必要な措置を講ずる業務の全部又は一部（以下「通報対応業務」という。）に従事する者を、通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。

2 前項に基づいて従事者を定めた場合、最高責任者は、当該従事者に対し、書面によりその旨を通知するとともに、守秘義務に関する責任その他必要な事項を通知する。

3 最高責任者は、通報された事案に関係する者等、通報対応業務の公正な実施を阻害するおそれのある者を従事者として定めてはならない。

(通報窓口)

第5条 本学における通報並びにそれに関する質問及び相談に対応するため、監査室（以下「学内通報窓口」という。）及び本法人が指定する学外の

機関（以下「学外通報窓口」という。）に通報窓口を置く。

- 2 従事者以外の役員及び教職員等が通報者（通報を行った者をいう。以下同じ。）から通報等を受けた場合、当該通報者に対し、前項の通報窓口に通報すべき旨を教示しなければならない。
- 3 推進規程第10条各号に掲げる事項に係る相談又は通報を受けた通報窓口は、当該各号に掲げる校規に定められている窓口に通報を送達し、必要に応じて当該通報の取扱いについて協議するものとする。

（通報の方法）

第6条 通報をするには、通報者が氏名、所属、連絡先及びコンプライアンス違反に係る事実を、所定のWEBフォーム、書面、電子メール又はファクシミリの方法によって通報窓口伝えるものとする。

- 2 前項にかかわらず、匿名による通報を行うことができる。この場合において、当該通報にはコンプライアンス違反に係る事実があると信じるに足る相当な根拠を必要とする。
- 3 通報の撤回をするには、第1項の通報者が、通報を行った日から第8条第7項に定める期間までに、当該通報を撤回する事由を、書面、電子メール又はファクシミリの方法によって通報窓口伝えるものとする。

（通報の受付）

第7条 通報窓口は、通報が行われたときは、当該通報についてコンプライアンス違反に係る事実を確認した上で、これを受け付ける。

- 2 通報窓口は、当該通報が、通報をしようとした役員及び教職員等の意思に基づき、他の者（役員及び教職員等に限る。）が代行したと認められる場合には、これを受け付けることができる。この場合において、代行して通報を行った者を第5条第2項に定める通報者とする。
- 3 通報窓口は、通報者の身分等を確認する必要があると認めた場合、通報者に対して身分確認又は本人確認ができる書類の提示、提出等を求めることができる。ただし、匿名を希望する通報者への身分確認については、要否を十分に検討の上、その確認方法についても匿名性に配慮する。
- 4 通報窓口は、当該通報の内容について、より詳細な事実を確認する必要があると認めた場合、通報者に対して電話、面談等による確認又は書類の提示、提出等を求めることができる。
- 5 通報窓口は、通報者に対して当該通報を受け付けた旨の通知をすることにより、受付を終了する。ただし、通報者の連絡先が不明の通報又は匿名による通報については、通知を要しない。
- 6 学外通報窓口は、第1項又は第2項の規定により通報を受け付けたとき

は、学内通報窓口はその旨を報告しなければならない。

- 7 学内通報窓口及び学外通報窓口利用者からの通報により得た情報は、本法人が別に定める範囲以外に共有しないものとする。
- 8 前項の規定に反し、学内通報窓口及び学外通報窓口利用者からの通報により得た情報が別に定める範囲以外に共有された場合、通報統括責任者は適切な救済・回復の措置をとらなければならない。

(調査実施の判断)

第8条 学内通報窓口は、前条の規定により通報を受け付けたときは、実務責任者を通じて、速やかに文書にて通報統括責任者に報告する。

- 2 通報統括責任者は、前項の報告を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、学校法人明治大学コンプライアンス審査委員会設置要綱（2026年度例規第5号）第4条に規定する学校法人明治大学コンプライアンス審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員長に対し、受け付けた通報の事実確認及び調査の要否に関する決定を行うための審査委員会の招集を要請する。なお、通報統括責任者は必要に応じて、他の常勤理事及び外部の有識者に意見を求めることができる。

(1) 推進規程第11条に該当しない場合

(2) 具体性又は特定性を欠き、調査の端緒とすることができない場合

(3) コンプライアンス違反に係るものでないことが明らかであり、通報に該当しない場合

(4) 第6条第1項のコンプライアンス違反に係る事実と第7条第4項の規定により通報窓口が求めた情報等に整合性がない場合

- 3 審査委員会の委員長は、前項の審査委員会の決定について、文書により通報統括責任者に報告する。

- 4 通報統括責任者は、第2項の通報統括責任者又は審査委員会の決定について、文書により最高責任者に報告する。

- 5 通報統括責任者は、審査委員会において事実確認及び調査が必要であると決定された場合、通報者に対して、通報を受け付けた通報窓口を通じて、その旨を速やかに通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が不明な場合又は通報者が匿名の場合、この限りでない。

- 6 通報統括責任者は、第2項各号のいずれかに該当する場合又は、審査委員会において事実確認及び調査が不要であると決定された場合、通報者に対して、通報を受け付けた通報窓口を通じて、調査を実施しないこと及びその理由を速やかに通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が不明な場合又は通報者が匿名の場合、この限りでない。

7 前2項に定める通報者に対する通知は、通報窓口が通報を受け付けた日から原則として20日以内に行うものとする。

8 前項の場合において、前項の期間内に当該通報者に通知ができない合理的な理由があるときは、前項の期間を延長することができる。この場合において、その旨及び想定される延長期間並びにその期間を延長する理由を前項の期間内に当該通報者に通知するものとする。

(調査の依頼)

第9条 通報統括責任者は、審査委員会において事実確認及び調査が必要であると決定された場合、速やかに調査を担当するものとして本学が指名する弁護士又は法律事務所(以下「調査担当者」という。)に調査を依頼する。

2 通報統括責任者は、必要に応じて、実務責任者又は従事者に調査担当者の補佐を命じることができる。

(調査の内容)

第10条 調査担当者へ依頼する調査の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) コンプライアンス違反の事実調査

(2) コンプライアンス違反の認定

(3) コンプライアンス違反の原因分析と関与者の範囲の認定

(4) コンプライアンス違反に関わる懲戒処分の要否及び量定の提案

(調査の実施)

第11条 調査担当者は、調査の依頼を受けた場合、遅滞なく調査を開始しなければならない。

2 調査担当者は、書類調査、実地調査、関係者からの聴取その他適切な方法により調査を行う。

3 調査担当者は、調査のために専門的な知識、経験又は技術が必要であると判断した場合、通報統括責任者の承認を得て、外部の有識者又は専門機関に意見を求め、又はその協力を受けることができる。

4 調査担当者は、調査に当たり、通報者、被通報者(コンプライアンス違反に該当する可能性があると思料されると通報された者をいう。以下同じ。)、調査の協力を求めた者(以下「調査協力者」という。)及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

5 役員及び教職員等は、調査担当者から、調査の協力を求められた場合、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

6 役員及び教職員等は、調査を受けるに当たり、誠実に対応するものとする。

7 調査は依頼を受けた日から、原則として6か月以内に終了するものとする。

る。ただし、通報統括責任者は、第8条第7項の規定による通知をした日から3か月を経過しても調査が終了しない場合には、通報を受け付けた通報窓口を通じて、当該通報者及び当該被通報者に対して、想定される調査終了時期を通知するよう努めるものとする。

（調査を行わない特例）

第12条 前条の規定にかかわらず、通報統括責任者は、次の各号に定める場合、当該通報に係る手続きを終結させることができる。

(1) 通報者が第6条第3項の規定により通報を撤回した場合

(2) 審査委員会において本学の他の校規に基づき処理することが適切であると判断した場合

2 通報統括責任者は、前項第2号の規定に基づき、手続きを終結させたときは、通報者に対し、通報を受け付けた通報窓口を通じて、速やかに通知するものとする。

3 通報統括責任者は、第1項の規定に基づき、手続きを終結させたときは、文書により最高責任者に報告する。

（調査結果の報告）

第13条 調査担当者は、調査の終了後、当該調査の結果に基づき報告書を作成し、直ちに通報統括責任者に報告しなければならない。

2 通報統括責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、その結果について、直ちに審査委員会に報告の上、文書により最高責任者に報告する。

（是正措置）

第14条 最高責任者は、調査の結果、当該通報が事実であると認められるときは、コンプライアンス違反に関与している組織の所管理事（以下「所管理事」という。）及びコンプライアンス担当理事に対して、直ちに当該コンプライアンス違反を中止させ、遅滞なく是正措置及び再発防止措置その他必要な措置（以下「是正措置」という。）の方針を策定し、当該方針を報告するように命じなければならない。

2 所管理事は、通報者及び被通報者に対し、前項の是正措置を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報を受け付けた通報窓口を通じて、速やかに通知するものとする。第6項に規定する追加の是正措置も、同様とする。

3 前項の場合において、所管理事は、必要に応じて、関連する部署を通じて、関係行政機関へ報告を行う。

4 従事者以外の者に是正措置を講じさせる場合であって、当該是正措置を

講じる者に対して、通報者を特定させる事項が伝達されるときは、最高責任者は、当該是正措置を講じる者を従事者として定める。

- 5 前項の規定による当該従事者への通知については、第4条第2項の規定を準用する。
- 6 最高責任者は、是正措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していないことが判明した場合には、所管理事及びコンプライアンス担当理事に対して、追加の是正措置の実施方針を策定し、当該実施方針を報告するように命じなければならない。

(違反者への処分)

第15条 前条の場合において、通報統括責任者は、審査委員会の委員長に対し、コンプライアンス違反を行った被通報者について、事実確認及び調査の結果に基づく懲戒相当性に関する決定を行うための調査委員会の招集を要請する。

- 2 審査委員会の委員長は、前項の審査委員会の決定について、文書により通報統括責任者に報告する。
- 3 通報統括責任者は、第1項の審査委員会の決定について、文書により最高責任者に報告する。
- 4 所管理事は、コンプライアンス違反を行った被通報者について、学長若しくは校長又は総務担当常勤理事に対し、学校法人明治大学教職員懲戒規程（2023年度規程第30号）に基づく懲戒処分、本法人の校規に基づく措置その他処分が相当である旨を進達するものとする。

(調査結果の通知)

第16条 通報統括責任者は、通報者及び被通報者に対し、調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報を受け付けた通報窓口を通じて、速やかに通知するものとする。ただし、被通報者において第11条第2項に定める聴取等を受けず、かつ、コンプライアンス違反に関与していない場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、通知する内容は、第10条第1号から第3号までの事項とする。
- 3 通報統括責任者は、第8条第2項の規定により、調査の実施について他の常勤理事に意見を求めた場合、必要に応じて、当該理事に対し、調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、開示することができる。

(異議の申立て)

第17条 通報者又は被通報者は、前条第1項の通知に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に、通報を受け付けた通報窓口を通じて通報統括責任者に対して異議を申し立てることができる。

2 前項により、異議を申し立てる者は、氏名、不服の内容及び理由を記載した異議申立書及び通知された調査結果に誤りがあることを示す資料（以下「異議申立書等」という。）を、書面、電子メール又はファクシミリの方法によって、提出するものとする。

3 通報窓口は、異議申立てを行った者に対して、当該異議申立てを受け付けた旨の通知をすることにより、受付を終了する。

4 通報窓口は、前項の規定により異議申立てを受け付けたときは、実務責任者を通じて、速やかに文書で通報統括責任者に報告する。

5 通報統括責任者は、前項の報告を受けたときは、審査委員会の委員長に対し、異議申立てへの対応に関する決定を行うための審査委員会の招集を要請する。なお、通報統括責任者は必要に応じて、調査担当者、他の常勤理事及び外部の有識者に意見を求めることができる。

6 審査委員会の委員長は、前項の審査委員会の決定について、文書により通報統括責任者に報告する。

（追加調査を実施しない場合）

第18条 通報統括責任者は、前条第1項に規定する異議申立てがなかったとき又は審査委員会において追加調査が不要であると決定されたときは、当該通報に関する最終調査結果（以下「最終調査結果」という。）をとりまとめ、直ちに文書により最高責任者に報告する。

2 通報統括責任者は、通報者及び被通報者に対し、最終調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報を受け付けた通報窓口を通じて、速やかに通知するものとする。

3 前条第1項の規定により、異議申立てを行った者は、前項の規定により通知された最終調査結果に対し、再度異議申立てを行うことはできない。

4 通報統括責任者は、前条第5項の規定により、追加調査の実施について他の常勤理事に意見を求めた場合、必要に応じて、当該理事に対し、最終調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、開示することができる。

5 通報統括責任者は、必要に応じて、調査協力者に対し、最終調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報を受け付けた通報窓口を通じて、通知す

ることができる。

(追加調査を実施する場合)

第19条 通報統括責任者は、審査委員会において追加調査が必要であると決定された場合、通報者及び被通報者に対して、通報を受け付けた通報窓口を通じて、その旨を速やかに通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が不明な場合又は通報者が匿名の場合、この限りでない。

2 前項に定める通報者及び被通報者に対する通知は、通報窓口が異議申立てを受け付けた日から原則として20日以内に行うものとする。

3 第8条第8項、第9条から第11条まで、第13条及び第18条第2項から第5項までの規定は、第1項の追加調査について準用する。この場合において、第8条第8項中「前項」とあるのは「第19条第2項」と、「当該通報者」とあるのは「当該通報者及び被通報者」と、第11条第7項中「6か月」とあるのは「2か月」と、「3か月」とあるのは「1か月」と、第13条第2項中「その結果について」とあるのは「最終調査結果をとりまとめ」と読み替えるものとする。

(利益相反の排除)

第20条 最高責任者、通報統括責任者及び実務責任者は、この要領に定めるところにより通報制度を適切に運用する義務を負う。この場合において、自らが関係する事案について通報があったときは、これに関与することができない。

2 最高責任者は、第11条に定める調査の過程において、当該通報について自らの関係が認められるとの事実が判明した場合、学校法人明治大学寄附行為第14条第6項の規定を準用し、他の理事に最高責任者の職務を代行させなければならない。

3 最高責任者は、第11条に定める調査の過程において、当該通報について通報統括責任者の関係が認められるとの事実が判明し、その報告を実務責任者から受けた場合、速やかに、通報統括責任者を常勤監事に変更しなければならない。

4 通報統括責任者は、第11条に定める事実関係の調査の過程において、当該通報について実務責任者の関係が認められるとの事実が判明し、その報告を調査担当者から受けた場合、速やかに、実務責任者の任務を兼務しなければならない。

(通報者等の保護)

第21条 本法人並びに役員及び教職員等は、通報窓口質問又は相談を行った者及び通報者に対し、通報窓口質問若しくは相談を行ったこと又は

通報をしたことを理由として、不利益な取扱い又は嫌がらせをしてはならない。

- 2 本法人並びに役員及び教職員等は、調査協力者に対し、調査に協力したことを理由として、不利益な取扱い又は嫌がらせをしてはならない。
- 3 通報統括責任者は、当該事案に関する調査の完了後、通報者の連絡先が分からない場合を除いて通報者が不利益な取扱い又は嫌がらせを受けていないかを把握する措置を講じなければならない。
- 4 前項の措置により、通報者から不利益な取扱い又は嫌がらせを受けている旨の報告があった場合、通報統括責任者の指示により、監査室が主となり関連部署と共同で事実関係の調査を行い、その調査結果を通報統括責任者及び最高責任者に報告する。
- 5 前項の調査の結果、通報者に対する不利益な取扱い又は嫌がらせの事実が確認された場合、本法人は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、通報者の職場環境の保全を行わなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定に違反する事実が確認された場合、本法人は、適切な救済及び回復の措置を講じなければならない。
- 7 前各項の規定は、匿名で通報を行った後、何らかの事情により特定された通報者及び第7条第2項で定める通報を代行された者についても適用する。
- 8 通報者が匿名の場合、本法人は、本条に定める義務を免れる。
(通報及び調査等妨害の禁止)

第22条 役員及び教職員等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 通報者が通報窓口に通報することを妨げる行為
- (2) 通報内容に関する証拠の毀損、隠匿及び改ざん並びに調査における虚偽の答弁及び事実の隠蔽、その他調査の妨げとなる行為
- (3) 通報者の特定を試みる行為
(不当通報の禁止)

第23条 通報者は、不正の利益を得る目的、本学及び第三者に損害を加える目的、他人を誹謗中傷する目的、その他不正の目的で行う通報並びに虚偽の通報等誠実性を欠く通報（以下「不当通報」という。）を行ってはならない。

- 2 前項に定める不当通報の通報者は、第21条第1項から第5項までの規定を適用しない。
(守秘義務)

第24条 通報者及び被通報者は、通報の内容、調査の進捗状況、調査の結果、その他通報に関する情報について、正当な理由なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。当該事案が終了した後も同様とする。ただし、法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

2 通報窓口、調査協力者、その他通報に関与した通報者以外の者は、通報者の情報、通報の内容、調査の進捗状況、調査の結果、その他通報に関する情報（以下「通報関連情報」という。）について、正当な理由なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。役員及び教職員等でなくなった後も同様とする。ただし、次の各号により開示する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づき開示する場合

(2) 調査又は是正措置を実施するため、やむを得ず通報関連情報を開示する必要があると通報統括責任者が判断した場合

3 前項に基づき通報関連情報を開示する場合、通報者に対して予め開示する目的、範囲、氏名及び開示することによって生じ得る不利益について書面で説明しなければならない。

(措置)

第25条 本法人は、第7条第7項、第11条第6項及び第20条から第24条までの定めに違反した者に対して、校規等に基づき、適切な措置を講じる。

(記録の保管)

第26条 学内通報窓口は、通報に関する質問及び相談、同通報への対応に対する記録を作成し、通報者等の秘密等の保護に配慮しつつ、文書の整理及び保存に関する規程（昭和43年規程第28号）に定めるところにより、適切な期間保管しなければならない。

(所管部署)

第27条 この要領に関する事務は、監査室が行うものとする。

(その他)

第28条 この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附 則（2024年度例規第13号）

この要領は、2025年10月1日から施行する。

(通達第3103号)

附 則（2025年度例規第41号）

(施行期日)

1 この要領は、2026年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日の前日までに第8条第1項の規定に基づく調査の依頼を行った事案については、なお従前の例による。

(通達第3220号)(注 調査担当者への依頼内容及び調査結果の通知内容の見直しに伴う改正)

附 則 (2026年度例規第7号)

この要領は、2026年10月1日から施行する。

(通達第3249号)(注 コンプライアンス違反通報、公益通報及びキャンパス・ハラスメント相談対応体制の改善並びにコンプライアンス推進体制の整備等に伴う改正)